

長建協発第 347 号
平成 22 年 12 月 2 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う
平成 23・24 年度国土交通省発注の建設工事に
係る競争参加資格の取り扱いについて

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23・24 年度国土交通省等建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格審査の申請については、平成 22 年 10 月 25 日付長建協発第 293 号にてお知らせいたしておりました。

今般、経営事項審査の審査基準が改正され、平成 23 年 4 月 1 日から適用されることに伴う、平成 23・24 年度国土交通省発注の建設工事に係る競争参加資格の取り扱い（**「随時の資格審査の申請に係る留意事項」「一般競争（指名競争）参加資格の再認定」「随時の申請及び再認定の申請における共通事項」**）について、別添のとおり定めた旨、記者発表されましたのでお知らせ申し上げます。